

四国建設コンサルタント株式会社行動計画（第1回）（変更）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間
2. 内 容

目標1 子供が生まれる男性社員が出産予定日の前後2週間以内に、3日以内取得できる特別休暇（出産休暇）を導入し、就業規則第7章11条に加え、現状2日与えている特別休暇を1日増やす。

<対策> 平成23年4月～検討をはじめ、期間内に導入を目指す。

目標2 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員：期間中1人以上取得する。

女性社員：取得率を70%以上とする。

<対策> 平成23年4月～検討をはじめ、期間内に導入を目指す。

目標3 年次有給休暇の取得促進策として、マイホリデー（本人の誕生日）における休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇を持つ社員のうち、マイホリデーに年次有給休暇の取得を呼びかける。

<対策> 平成23年4月～生年月日の再調査。休暇取得の呼びかけ。

目標4 小学校に入学するまでの子を持つ社員が、希望する場合に利用できる勤務時間の変更等の措置に準ずる措置を導入する。

就業規則第14章10条に加え、勤務開始・終了時間を30分単位で前後することが出来る。

<対策> 平成23年4月～検討をはじめ、期間内に導入を目指す。

四国建設コンサルタント株式会社行動計画（第2回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間
2. 内 容

目標1 年次有給休暇の取得促進策として、マイホリデー（本人の誕生日、結婚記念日）における休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇を持つ社員のうち、マイホリデーに年次有給休暇の取得を呼びかける。

<対策> 導入済制度の推進を図る。結婚記念日の調査。

目標2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する。（4月から12月）。月に1回 第二水曜日を完全ノー残業デーとし、18時10分に閉社する。

<対策> 平成25年4月～社員への周知をし、実施していく。

目標3 インターンシップ等の就業体験機会の提供を行う。

現状も徳島大学等から受け入れしているインターンシップを今後も推進する。

<対策> 平成25年4月～どのように推進していくのかを検討

平成25年5月～関係行政機関、学校との連携

目標4 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備するための窓口を設置し、対象者には講習を実施する。

責任者を総務担当部長、窓口を総務担当部署とし、就業規則第14章11条の行動遵守（職場復帰支援プログラム＝労働安全衛生規定内）

<対策> 平成25年4月～検討をし、実施していく。

四国建設コンサルタント株式会社行動計画（第3回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1 年次有給休暇の取得促進策として、マイホリデー（子の入学式、卒業式）における休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇を持つ社員のうち、マイホリデーに年次有給休暇の取得を呼びかける。

<対策> 制度の推進を図る。

目標2 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する。
毎月第二、四水曜日を完全ノー残業デーとし、18時10分に閉社する。

<対策> 平成27年4月～社員への周知をし、実施していく。
当日、実施できなかった社員へ振替実施の連絡

目標3 両立支援制度の利用状況、両立支援のための取り組みの成果等を把握し、改善点がないか検討する

<対策> 制度の利用状況、取組、成果について現状を把握。
問題点や改善点の有無について安全衛生委員会で検討